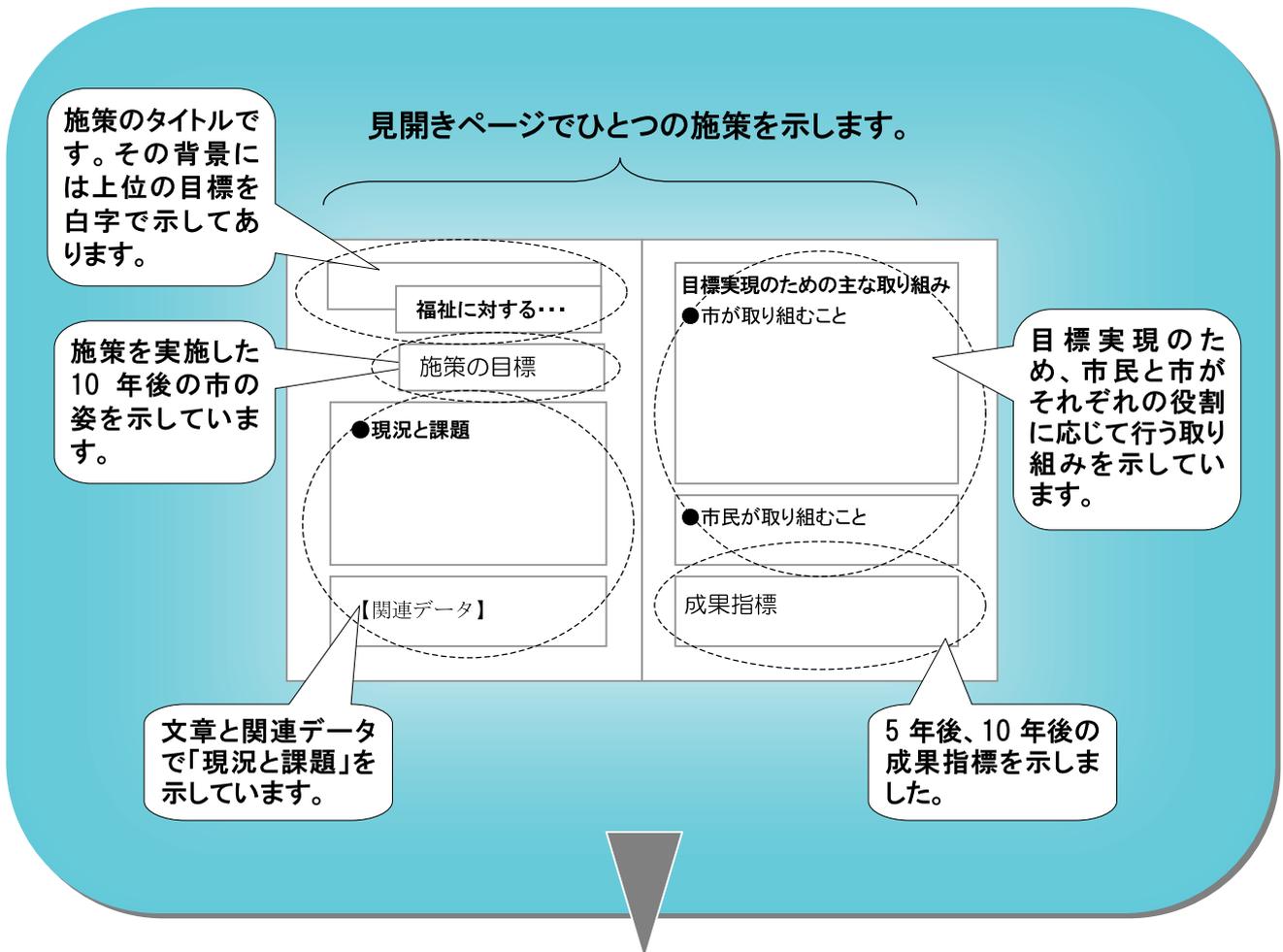


第3編 基本計画

● 施策ページの見方

第3編 基本計画では、都市づくりの目標 1～5 の順に分野別施策を示します。



このような形態で基本計画を示すことにより、目的を見据え、成果が伴う施策の推進を図ります。



第1章

地域で支えあいやさしく暮らせる

安全安心都市

達成後の姿

高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、ともに支えあいながら、生き生きと暮らしています。

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られ、市民は安心して暮らしています。

ふれあいとやさしいところが満ち溢れ、人と人とのつながりが強い、豊かなコミュニティが育まれています。

やすらぎとところやすまる生活が営まれる、“地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市”がつくられています。

1

利用者本位の福祉サービスの実現を図ります

2

いのちを守り健康の維持と増進を図ります

3

安全安心な地域社会をつくります

4

交流と参加により豊かなコミュニティをつくります

1. 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します／地域福祉

2. 生活に困った人や親を支え、自立を促進します／母子父子、低所得者福祉

3. 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します／高齢者福祉

4. 高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります／介護保険

5. 安心して子育てができるしくみをつくります／児童福祉、子育て

6. 障害のある人にやさしいまちをつくります／障害者福祉

1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります／保健

2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります／医療

1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／防災、国民保護

2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／交通安全、防犯対策

3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます／国保、後期高齢者医療、年金

4. 消費生活の安定・向上のための支援をします／消費者支援

5. 大切ないのちを守る消防救急体制を整えます／消防、救急

1. 人を活かしたまちづくりを進めます／住民自治、まちづくり

2. 地域の輪を広げ、交流をとおしてまちの活性化を図ります／地域間交流、国際交流

3. 情報を公開することにより参加型の社会をつくります／広報広聴、情報公開、情報化

1. 利用者本位の福祉サービスの
実現を図ります

地域福祉

1. 福祉に対する理解を広め、地域
活動への参加を促進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域全体で、地域や福祉サービスのあり方を考え、地域に福祉課題を解決する意識が高まり、地域活動への主体的な参加が増えています。

●現況と課題

少子高齢化、核家族化の進行に加え、就労構造や経済状況の変化など様々な要因により、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域における人と人とのつながりも希薄化してきており、価値観の変化などに伴い、ますます複雑多様化する福祉需要への対応が求められています。

一方では、社会福祉を通じた自主的な市民の活動が活発になってきており、中でもボランティアなどの活動が活性化しています。

このようなことから、地域社会で支える福祉の充実を目指して、地域福祉体制の整備が重要です。

高齢社会を迎え、だれもが豊かで暮らしやすい社会にしていくためには、行政の取り組みに加えて、市民自らが積極的に福祉に関わり、相互に助けあう地域福祉活動の推進が不可欠です。

今後は、市民と行政がともに手を携えて、福祉に取り組むことができる地域福祉ネットワークの体制づくりと福祉施設の有効利用の促進など環境づくりが重要な課題です。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します

地域福祉体制の整備

すべての市民が、住み慣れた地域社会でともに助けあいながら幸せに暮らせるよう、市民の福祉に対する理解と参加を促し、行政の取り組みに加え、市民自らが積極的に福祉に関わる、地域福祉体制の整備を図ります。

また、総合的な福祉施策の充実を図るため、福祉施設の有効利用を促進するとともに、福祉情報の提供、各種相談の充実、福祉サービスの拡充、福祉の人材育成と確保に努めます。

地域福祉ネットワークの整備

地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会の組織や運営強化を促進するとともに、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティアなどと一体となった地域福祉ネットワークの形成及び促進を図ります。

●市民が取り組むこと

地域で培ってきたつながりを活かして、互いに助けあいながら、人と人との絆を強めます。

また、社会福祉協議会や社会福祉法人などは、市と連携を図りながら、地域福祉活動の支援を行います。

成果指標

ボランティアセンター登録者数

成果指標とした理由 福祉を通じた地域活動の活発さを表すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
589 人	620 人	700 人	福祉事務所

都市づくりの目標 1 地域で支えあいやすく暮らせる安全安心都市を目指して

1. 利用者本位の福祉サービスの 実現を図ります

母子父子、低所得者福祉

2. 生活に困った人や親を支え、 自立を促進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

母子家庭や父子家庭に対して支援が整い、真に生活に困っている人たちが最低限度の生活を営むための制度が機能し、市民が自立しながら安定した暮らしをしています。

●現況と課題

母子・父子福祉対策については、母子相談員、母子家庭等支援サポーター*による相談、援助を行っています。

また、母子・父子家庭に対しては、児童扶養手当（母子のみ）、母子・父子家庭児童学資金の支給事業、母子・寡婦福祉資金貸付事業を行っています。

生活保護については、保護率が増加傾向にあります。被保護者の医療扶助率をみると 85.8%と高く、入院患者は被保護者の 8.8%の状況にあります。保護開始原因が傷病を起因としている状況です。新規開始ケースをみると他市町村から転入して生活保護申請するケースが増えています。

高齢者世帯及び傷病・障害者世帯の保護期間の長期化がみられ、被保護者数が増加している状況にあります。

低所得者福祉対策については、生活基盤の弱い低所得者が、経済的自立を図り、一層安心して生活が営めるよう生活実態や福祉ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉などの各種施策の有効利用を促進する必要があります。

また、必要な援護をするとともに、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、自立と社会参加を支援する相談体制を充実する必要があります。

【関連データ】

◆生活保護の推移

区分	人口(人)	保護世帯(世帯)	保護人員(人)	保護率(‰)	医療扶助(%)
平成 15 年	37,270	61	78	2.1	78.0
平成 16 年	37,353	69	87	2.3	82.5
平成 17 年	39,661	76	97	2.5	89.7
平成 18 年	46,223	99	125	2.7	86.1
平成 19 年 4 月	46,077	102	127	2.8	85.8

注) 平成 15 年度及び平成 16 年度は、旧下妻市のみのデータ。

平成 17 年度は、4月から 12月の旧下妻市のデータと合併後 1月から 3月の旧市村合算データにより算出。

保護率(‰)：保護人員の人口 千人当たりの比率

資料：福祉事務所

* 母子家庭等支援サポーター：母子寡婦福祉法に定める母子相談員の協力者。茨城県が任命、任期 2 年。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

生活に困った人や親を支え、自立を促進します

母子・父子福祉対策

母子・父子家庭の自立を促進するため、母子相談員や母子福祉協力員との連携を強め、新たに母子・父子家庭になったものの把握、助言、指導などの充実を図ります。

母子福祉資金などの活用促進、さらには母子福祉会の育成強化と活動の充実に努めます。

また、父子家庭に対しては、援護制度を拡大するよう、国・県に働きかけをします。

生活保護者・低所得者福祉対策

生活保護世帯の生活安定と自立助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関との連携を深めながら、相談業務を充実させます。

また、各種社会保障制度の活用により、経済的自立支援を図ります。

民生委員・児童委員との連携により、生活保護を受けていない低所得者に対して、相談、指導の充実を図り、資金貸付などの各種福祉制度を活用し、生活の安定向上に努めます。

●市民が取り組むこと

母子・父子福祉制度や生活保護制度に対する理解を深めます。

成果指標

就労支援による自立数

成果指標とした理由 就労支援による自立の成果を表すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
2人	5人	10人	福祉事務所

1. 利用者本位の福祉サービスの
実現を図ります

高齢者福祉

3. 元気で生きがいに満ちた高齢期
を創造します



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

多くの高齢者が、豊かな経験や技能を活かし主体的な社会参加などを通じて、元気でいきいきとした暮らしをしています。

●現況と課題

高齢化社会の急速な進行により、市においても人口に対する 65 歳以上の高齢者の占める割合が 20.25%と非常に高く、今後においても高齢化率は増加傾向にあります。

このような状況の中、高齢者が生きがいをもって生活できる環境づくりと、高齢者の健康と安全な暮らしを支える体制づくりが求められています。

市の高齢者在宅福祉支援事業については、介護を必要としない元気な高齢者づくりを目的とした介護予防を行っています。主なものは、転倒骨折予防や軽運動の教室等を行っており、多くの参加者がいます。市の独自事業としては、介護認定で「非該当」と認定された 65 歳以上の方を対象に、ホームヘルパーにより日常生活に関する相談、家事援助等を提供する生活管理指導員派遣事業を実施していますが、利用者が数名で少なく、広報等による事業の周知を図る必要があります。

住み慣れた地域社会の中で生活をしていくための支援事業として、低所得者を対象に訪問介護利用料の軽減を行う事業やひとり暮らしの方に対し緊急通報システムの設置及び保守点検事業を行っています。また、各種福祉手当の支給についても実施しています。

高齢者の生きがい、社会参加事業として、高齢者と子どものふれあい事業の実施において、高齢者がもつ豊かな知識、経験及び技能を活かして児童と地域ぐるみの交流を図っており、さらに健康づくり事業として、老人クラブ連合会を通じて高血圧予防、糖尿病予防等の料理教室や健康教室を行っています。

高齢者組織や活動事業については、高齢者の社会参加促進のため老人クラブの育成事業を実施しています。

【関連データ】

◆老人クラブ会員数の推移

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
老人クラブ数	57	58	58	54
会員数(人)	2,501	2,528	2,452	2,227

◆下妻市の高齢化率

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
総人口(人)	46,899	46,829	46,334	46,077
65 歳以上の人口(人)	8,898	9,061	9,177	9,329
高齢化率(%)	18.97	19.35	19.81	20.25

注) 人口は住民基本台帳人口による

資料：介護保険課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します

在宅福祉支援の充実

在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等を対象として、日常生活の援助等を行い、自立支援を図ります。

訪問活動、デイサービス事業の充実を図るとともに、長寿祝い、敬老祝い金、寝たきり・認知症高齢者介護慰労金福祉手当の支給を進め、その他福祉サービスの充実を図ります。

生きがい対策の充実

芸能発表会、写真・美術・書道等の文化事業を支援するとともに、グランドゴルフ、輪投げ等のスポーツ活動を促進します。

社会参加の促進

シルバー人材センター及び老人クラブ連合会の充実を図るなど、その活動を推進するとともに、就労の拡大を支援します。

●市民が取り組むこと

高齢者の多様化するライフスタイルを理解します。

高齢者は、住み慣れた地域において、もてる能力を活用して様々なかたちで活動します。

地域での高齢者への声かけや安否確認、地域福祉活動等へ積極的に参加します。

成果指標

シルバー人材センター登録者数

成果指標とした理由 事業の拡大及び経営の安定を表すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
269人	350人	400人	シルバー人材センター

1. 利用者本位の福祉サービスの
実現を図ります

介護保険

4. 高齢者が地域で暮らし続ける
ための介護環境をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

介護保険サービスや生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らす高齢者が増えています。

●現況と課題

平成 12 年度から始まった介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として普及・定着し、要介護認定者の増加に伴い、介護保険料や介護保険サービスの利用も着実に伸びています。

また、平成 17 年度には制度の大幅な見直しが行われ、介護予防に重点をおいた施策が展開されることになりました。

今後も、多様化する介護（予防）ニーズに適切に対応できるよう、「介護保険事業計画」に基づいた制度の円滑かつ適正な運営を図っていく必要があります。

介護保険サービスの基盤整備の状況は、施設サービスが 7 事業所、居宅サービスが 43 事業所、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）が 6 事業所となっており、平成 19 年 4 月には地域包括支援センターが 1 カ所設置されました。介護（予防）サービスを必要とする要介護者等が、適切な介護保険サービスを受けられるよう適正なサービス供給体制・基盤の整備を推進する必要があります。

平成 18 年度から、高齢者を対象にした介護予防事業や包括的支援事業等を核とした地域支援事業が始まり、介護予防事業は、介護が必要になる前から取り組むことにより、健康状態の維持・改善を図ることを目的としています。

また、包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて高齢者からの各種相談や権利擁護、虐待防止等への対応や、地域でのネットワークの構築等をしていくこととなります。

今後引き続き、市の広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレットなどを活用して制度改正や介護予防について普及・啓発を図っていく必要があります。

【関連データ】

◆要介護等認定者数の推移

各年 4 月現在

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
認定者数(人)	1,089	1,291	1,337	1,397	1,427

資料：介護保険課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります

介護保険事業

介護保険事業計画に基づいた適正な介護保険料の設定・確保を図るとともに、介護保険サービスの適正な給付及び質的向上を図ります。

介護保険サービス基盤整備事業

介護サービス事業及び介護予防サービス事業の適正な基盤整備を推進します。また、地域密着型サービス事業の適正な基盤整備も推進します。

地域支援事業

介護予防事業を推進し、要介護状態等になることの防止に努め、地域包括支援センター事業の推進を図ります。

啓発事業

市の広報紙・パンフレット・ホームページなどを活用して、制度の改正や介護予防についての啓発活動に努めます。

●市民が取り組むこと

介護福祉サービスについての理解を深め、主体的、かつ適正に利用します。
事業者は、利用者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適正な介護・福祉サービスを提供します。

成果指標

要介護等認定者数(介護予防実施後)

成果指標とした理由 介護予防事業・サービスの実施効果を表すため

現状値<平成19年4月値>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
1,427人	1,893人 (2,013人)	1,991人 (2,123人)	介護保険課

() 内は、介護予防を実施しないときの数値。

1. 利用者本位の福祉サービスの
実現を図ります

児童福祉、子育て

5. 安心して子育てができるしくみ
をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

すべての子育て家庭が各種支援サービスを利用し、不安や負担感を抱かずに楽しく子育てに取り組んでいます。

●現況と課題

少子化の急速な進行、子どもをめぐる虐待やいじめなど、近年における社会問題は、子どもを生み育てる親たちの意識に大きな影響を及ぼしているとともに、「子育て支援」の重要性がますます高まっています。

市内の保育所の状況は、6カ所の認可保育園（公立2、私立4）と3カ所の認可外保育園により運営しており、緊急保育、乳児保育、障害児保育等特別保育事業についても実施しています。

また、社会福祉協議会においては、育児の援助に対する会員組織として「ファミリーサポートセンター」を設立し、地域における会員同士の相互援助活動を目的とし、臨時的、補助的、突発的な託児の支援を行う事業「うえるきつず」を実施しています。

地域における子育て支援の方向としては、共働き家庭に向けた支援対策の充実を図るとともに、今後は家庭で子育てを行っている母親への支援対策を強化し、孤立を防ぐことが重要となっています。

市では、家庭相談員を配置し、「家庭児童相談室」の運営など各種の相談事業を実施し子育ての支援を行っています。

放課後学童クラブは、市内9カ所（公立7、私立2）において開設されており、国の「放課後子どもプラン」の動向を捉えながら今後の方向性の検討が必要です。

子どもの遊び場は、市内で57カ所あり、子どもたちが安心して遊べる環境整備を支援しています。

「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子どもを育てる親や家庭への支援、さらに相談体制を強化し、少子化対策を積極的に推進していくことが重要です。

【関連データ】

◆認可保育園の状況

単位：人、平成19年5月1日現在

区分	定員	園児				職員	
		園児数	うち市外	3歳未満	3歳以上	職員計	うち保育士
公 下妻保育園	100	92	1	26	66	15	11
公 きぬ保育園	120	98	3	34	64	16	12
私 法泉寺保育園	250	208	4	50	158	29	24
私 大宝保育園	90	90	5	25	65	16	13
私 西原保育園	60	58	0	20	38	12	9
私 もみの木保育園	60	59	4	29	30	16	12

資料：福祉事務所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

安心して子育てができるしくみをつくります

保育所運営

多様な保育ニーズにきめ細やかに対応するため、乳児保育や障害児保育、延長保育、緊急保育サービスを継続し、さらに充実を図ります。

子育て支援

児童の居宅における事業、学校の余裕教室等地域の社会的資源の活用を図る視点から、つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業などについても検討します。

学童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年を中心に学童クラブの拡充を図るとともに、現在、国の施策として進められている「放課後子どもプラン」の動向を捉えながら今後の方向性を検討します。

相談事業

あらゆる児童問題に対処していくため、家庭相談員を中心に民生委員・児童委員、学校、児童相談所など関係機関との連携強化を図り、総合的な相談指導体制の確立に努めます。

児童館

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために児童館の設置を検討します。

遊び場の確保

子どもの遊び場設置に対する補助制度の活用促進を図ります。

●市民が取り組むこと

自らの子育てに関するノウハウを活かして、子育て支援サービス事業に積極的に参加します。地域の子どもたちを見守るとともに、地域で子育てを応援します。

事業者は、市民ニーズに的確に対応した子育て支援サービスを提供します。

1. 利用者本位の福祉サービスの
実現を図ります

障害者福祉

6. 障害のある人にやさしいまち
をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

障害のある人もない人も、お互いに市民の一員として尊重し合い、支えあいながら、住み慣れた地域で生活しています。

●現況と課題

平成 18 年度から身体、知的、精神の福祉サービスを一元化した障害者自立支援法が施行され、障害のある人を取り巻く情勢が大きく変化しています。

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその住む場所を選択し、必要とするサービス、支援を受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める必要があります。

障害のある人が地域の中で自立した生活をするのが促される中で、地域の人々の理解や協力、障害のある人の就労に関しては事業者等の理解がより一層求められています。

障害のある人の自立や社会参加を促進し、地域社会との関わりを広げていくために市民のボランティアによる協力は不可欠であり、また、障害のある人の生活の質を高めるためにも、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の重要性が高まっています。

市民の日常生活が広域化し、近隣市町との間で共通する行政課題については連携を図るとともに、共同して対応していく必要があります。

【関連データ】

◆障害者手帳所持者の推移

単位：人

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
身体障害者手帳	1,291	1,369	1,409	1,462	1,532
療育手帳	235	231	233	248	261
精神保健福祉手帳	72	78	83	100	97

資料：福祉事務所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

障害のある人にやさしいまちをつくりまします

障害福祉サービスの充実

「障害のある人にやさしいまちづくり」を基本理念として、障害のある人の自立を支援するための障害福祉サービスの充実とその提供基盤の整備に努めます。

理解・啓発の推進

地域住民が障害のある人への理解を深めるための普及・啓発活動を推進し、福祉教育の充実に努めます。

障害のある人の雇用に向けた働きかけを行うなど、障害のある人に住みよい地域づくりに向けて啓発に努めます。

社会参加・交流の促進

障害のある人が社会参加や交流に参加できるよう、障害者団体が主体的に取り組む行事への支援を行います。障害のある人も気楽に参加できるスポーツの普及や、文化事業への参加促進を図ります。

障害のある子ない子が相互にふれあう機会をもち、理解を深めることができるよう、学校と障害者施設との連携・交流活動を推進します。

連携・協力及び施策の推進

国・県・近隣市町、障害者団体、社会福祉協議会等との連携により、総合的な障害者施策の推進を図ります。

ボランティア活動についての啓発を行うとともに、障害のある人の自立を支援するために、福祉や保健・医療の担い手となる人材の育成・確保に努めます。

●市民が取り組むこと

ノーマライゼーション※の理念に基づき、住み慣れた地域で障害者が社会生活を送れるよう、思いやりの精神を育みます。

※ ノーマライゼーション（normalization）：障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前前の社会であるという考え。

2. いのちを守り健康の維持と増進を図ります

保健

1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

多くの市民が、心身の健康維持に必要な知識をもち、食育を進める事業に取り組み、栄養、運動、休養のバランスのとれた健康な生活を送っています。

●現況と課題

核家族化・少子化の進行・女性の就業率の上昇など子育てをする社会環境の変化に伴い、乳幼児等の保健ニーズも多様化しており、育児支援、児童虐待防止に関する母子保健対策、障害のある子の早期発見・早期療育など、健やかな成長のための保健事業を充実させる必要があります。

生活習慣病予防では、健康寿命を延ばすという考えから、医療保険制度が平成 20 年度から改正され、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診や保健指導の医療保険者への義務付けがはじまり、社会全体で健康づくりに取り組むための環境整備が必要となります。また、たばこ対策を推進し、市民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要です。

感染症予防対策としては、感染症に関する意識啓発を行うとともに、防疫対策を総合的かつ円滑迅速に処理するため、感染症防疫対策本部を設置しています。また、関係機関との連携を図りながら速やかに情報を共有化し、感染症発生時の早期対応に努め、まん延防止をすることが重要な課題です。

健康づくりは、地域・行政が協力して支援していくことで、市民がより健康づくりに取り組みやすい環境をつくることが重要です。また、健康づくり推進の役割を担う母子保健推進員や食生活改善推進員の養成、研修を充実させ、市民とともに健康づくりを推進していく体制づくりも必要になってきます。

食育については、生涯を通じて食育に取り組む環境づくりを支援しています。生まれる前から食育を目指したマタニティ&ママサロンをはじめとし、離乳食教室、乳幼児健診などでの食生活の普及啓発を積極的に推進しています。

今後は、小児期の肥満や思春期やせ等を予防するため、食卓をとおした家族のふれあい不足の解消など食に関する知識・関心の増進を図るとともに、健全な食生活による生活習慣病予防を、さらに普及啓発する必要があります。

【関連データ】

◆乳幼児健診・相談の受診率

単位：%

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
5 か月児健診	84.5	83.7	86.6
1 歳児相談	82.3	82.7	81.2
1 歳 6 か月児健診	85.9	81.3	81.3
3 歳児健診	82.9	79.8	83.6

◆乳児訪問件数

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
出生数	355	395	421
訪問件数	54	61	98
内 新生児(2 日目以内)	12	14	22
訳 乳児	42	47	76

◆基本健康診査結果（40 歳以上）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数	6,165 人	6,446 人	6,175 人
異常なし	4.3 %	6.5 %	4.5 %
要指導者	36.9 %	23.0 %	20.0 %
要医療者	58.8 %	70.5 %	75.5 %

資料：保健センター

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくりまします

母子の健康づくり

母子保健支援体制の充実を図り、安心な妊娠・出産への支援を行うとともに、乳幼児期の子育て支援に努めます。
思春期の心と体の健康づくりを推進するとともに、子どもの医療体制の整備に努めます。

成人の健康づくり

健康診査・各種がん検診の受診率の向上に努め、生活習慣改善の目標達成に向けた継続的な支援体制づくりを図り、生活習慣病予防を推進します。
また、喫煙及び受動喫煙防止対策の推進、禁煙支援プログラムの普及に努めます。
さらに、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康づくりのための知識・運動の普及啓発、環境整備に努めます。

感染症対策

予防接種の接種機会を安定的に確保し、予防接種率の向上に努めます。
また、感染症知識の普及啓発を図り、感染症患者等の人権に配慮するよう努めます。

地区組織活動の推進

食生活改善推進協議会や母子保健推進員協議会など各種団体の活動の充実を図ります。また、自主グループ活動の支援をします。

食育の推進事業

家庭、地域、学校、保育所等の連携による取り組みを推進し、「食」を通じて健やかな心と体を育てます。
また、生活習慣病予防を強化推進するため、食事バランスガイド等による食育活動の普及啓発を推進します。
さらに、学校教育をはじめ、学校行事や各種講習会を通じて、食に関する意識向上を図り、子どもたちが楽しく食を学ぶことができるような教育活動を推進します。

●市民が取り組むこと

健康診査・各種がん検診を受診するとともに、適度な運動、適切な食生活及び禁煙に心がけ、健康寿命の延伸に努めます。
また、地域における健康づくり活動に参加します。

成果指標

乳幼児健診・相談受診率

成果指標とした理由 母子の健康づくりへの取り組みの効果を表すため

現状値<平成 18 年度> 83.2%	中間目標<平成 24 年度> 90%	目標<平成 29 年度> 95%	データ出所 保健センター
------------------------	-----------------------	---------------------	-----------------

がん検診受診者数（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）

成果指標とした理由 成人の健康づくりへの取り組みの効果を表すため

現状値<平成 18 年度> 14,340 人	中間目標<平成 24 年度> 15,000 人	目標<平成 29 年度> 16,000 人	データ出所 保健センター
---------------------------	----------------------------	--------------------------	-----------------

2. いのちを守り健康の維持と増進を図ります

医療

2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民のいのちを支える医療の人的体制、施設、しくみが充実し、安心して医療が受けられる環境が整っています。

●現況と課題

高齢化や核家族化が進行する中、市民が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療体制が整備されていることは、安心した生活を送るうえで重要なことです。市内では、平成 18 年度末現在、3 つの病院、20 の診療所、17 の歯科診療所を中心に市民の医療を行っています。今後は、地元医療機関はもとより、周辺の医療機関との連携を強化していく必要があります。

救急医療体制については、いつでも、また、だれもが症状に応じた適切な医療が受けられることが求められています。核家族化や共働き世帯の増加を受け、小児救急医療に対する需要は高まっており、休日在宅当番医の利用も小児科は大幅に増加しており、夜間応急診療所は小児救急医療輪番制や病院群輪番制など、広域体制や各機関との連携により対応しています。夜間応急診療所の利用者の 8 割は市民であり、夜間の開設は市民にとって安心を与えている事業であるため、引き続き運営していく必要があります。

さらに、急な心臓疾患による突然死対策として、平成 18 年度より、市役所・保健センター・中学校・高校、運動施設等、市内 17 カ所に AED（自動体外式除細動器）が 20 台設置されています。今後も学校、公共機関をはじめ市民が多数集まるような場所での設置や使用方法の知識の啓発普及等を消防署と連携しながら進めていく必要があります。

安全な血液を安定的に確保するためには献血の必要性などを普及啓発していくことが重要な課題であり、より多くの事業所が協力機関となるよう、事業主等への普及啓発も進めていく必要があります。

医療費の助成制度については、妊産婦、乳幼児、父子家庭・母子家庭の親子、重度心身障害者に対し、医療費を助成し受給者の福祉向上に努めてきました。また、市の単独事業として、妊産婦・乳幼児（4 歳未満児）を対象とし、外来・入院自己負担及び入院食事代を助成し医療費の無料化を図ってきました。今後は、乳幼児の受給対象年齢の拡大が課題となっています。

【関連データ】

◆医療施設の状況

区 分	医 療 施 設（力所）			病 床 数（床）			医 師（人）	歯 科 医 師（人）	薬 剤 師（人）
	一般病院	一般診療所	歯科診療所	一般病院	一般診療所	歯科診療所			
平成15年	3	22	19	198	44	0	35	20	50
平成16年	3	21	18	236	40	0	36	21	55
平成17年	3	21	17	236	40	0	36	21	55

◆献血実施状況

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
200ml 採血	225	271	245
400ml 採血	432	638	608
成分採血	—	13	12
合 計	657	922	865

注) 医師・歯科医師・薬剤師は各年12月31日現在
医療施設は各年10月1日現在
歯科医師・薬剤師数については従業地による
資料：茨城県保健福祉部厚生総務課
平成15～16年茨城県保健福祉統計年報
平成17年茨城県医療施設調査・病院報告の概況

資料：保健センター

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります

地域医療体制の強化

病院や医院などの各医療機関との連携を図りながら、市民の医療需要に対応する医療体制づくりに努めます。

救急医療体制の充実

安心した生活を支える救急医療体制の充実を進めるため、県や近隣市町、医療機関と連携をとりながら、医療体制の整備を図ります。

また、夜間応急診療所の運営、休日在宅当番医委託事業を引き続き実施するとともに、小児救急医療輪番制・病院群輪番制及び協力医療機関を支援し、現在の医療体制の確保に努めます。

さらに、心肺蘇生法をはじめ AED 使用方法など、救命に関する知識・技術の啓発に努めます。

献血推進運動の促進

安全な血液の確保を図るため、正しい知識の普及や啓発に努めます。

医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度の充実と、それに伴う財政措置を国・県に対して要望します。

また、利用者に対して的確な情報提供に努めるとともに、医療福祉費支給制度への理解を深めるため、広く市民に周知徹底を図ります。

●市民が取り組むこと

健康管理のためにかかりつけ医などをもち、医療機関を適切に利用し、自らの健康維持に努力します。

医療機関は、地域医療を提供するなど、医療環境の整備をします。健康危機対策については、市民、行政との協力体制を確立します。

成果指標

必要な時に、必要とする医療を受けられていると思う市民の割合

成果指標とした理由 医療体制の充実度を示すため

現状値<平成 19 年度> 51.1%	中間目標<平成 24 年度> 55.0%	目標<平成 29 年度> 60.0%	データ出所 市民意識調査
------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------

AEDの設置数

成果指標とした理由 救急医療に対する整備の充実状況を示すため

現状値<平成 18 年度> 20 台	中間目標<平成 24 年度> 30 台	目標<平成 29 年度> 50 台	データ出所 保健センター
-----------------------	------------------------	----------------------	-----------------

3. 安全安心な地域社会をつくれます

防災、国民保護

1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくれます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

多くの市民が防災意識をもち、災害が発生した場合に、自助、共助による避難活動など、被害を最小限に抑えるための行動力を身に付けています。

●現況と課題

近年、風水害や地震など大規模な災害につながる自然現象が全国で頻発しています。こうした自然環境の変化に備え、市では、地域防災計画をより実践的な計画とするため、全面的な改訂を行うとともに洪水ハザードマップを作成してきました。

また、防災に対する市民意識の高揚を図るため、防災訓練、防災マップの配布などを実施するとともに、災害時に備え食糧・水の備蓄を進めています。

さらに、災害が発生した場合の生活物資等の供給及び救援活動の協力について、民間機関等との災害協定を結んでいます。災害時の避難所となる公共施設等の耐震化の早期実現を図るとともに、水害に対する堤防整備事業や内水対策、地震災害等に対する消防防災設備、災害用品の備蓄などの応急体制の整備・充実が必要となっています。

防災組織については、地域の防災意識の高揚と防災力の強化を図るため、自主防災会の組織化を推進するとともに消防団等との連携した地域防災体制の充実を図っています。

防災通信施設については、防災行政無線や茨城県防災情報ネットワークシステムの整備及び運用の改善等を図り、市民への的確な情報提供により平常時から災害の未然防止、拡大防止に努めています。合併に伴い、防災行政無線は2局による運営となっていますが、受信形態の相違もあることから、早期に全市統一した運用を図るための設備の整備及び運用基準の見直しが必要となっています。

また、平成 16 年 9 月に施行された国民保護法により、大規模テロや武力攻撃等が発生した場合に市民の安全確保等を図るため、茨城県国民保護計画等に基づき、平成 19 年 2 月に下妻市国民保護計画を作成しました。国民保護に関する啓発、自然災害以外の危機事象における市民の生命・身体・財産等を守るために必要な防災基盤を整備していく必要があります。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくりまします

防災体制の充実

多様化する自然災害やテロ災害などに対応するため、地域防災計画を必要に応じ見直すとともに国民保護計画の適切な運用を図り、被害を最小限にとどめるために、関係機関と連携し、災害予防対策及び災害時に即応できる防災体制の充実を図ります。

防災基盤の充実

災害時に災害活動の拠点となる防災活動拠点づくりや、火災の延焼を抑制するような市街地の整備、避難場所及び避難路の整備、避難施設となる公共施設の耐震化、各種資機材の整備を図るとともに被災時の復旧システムの充実強化など、防災基盤の充実を図ります。

防災意識の普及啓発

防災意識の普及啓発に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化や実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

災害時の食糧・水の確保

災害時の食糧及び飲料水の確保のため備蓄に努めます。

●市民が取り組むこと

災害発生時の初動態勢のための備えとして、家庭でできる防災物資の備蓄や家具転倒の防止策等を行い、地域の一員として防災活動に積極的に参加します。

地域では災害時要援護者の把握に努めます。

事業所は、防災等の対策や地域の防災訓練等への参加によって、帰宅困難者対策の充実や地域との協働を推進し、災害時の協力協定を結びます。

成果指標

自主防災組織の加入世帯割合

成果指標とした理由 地域の防災意識の高揚と防災力の強化を示すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
24%	48%	68%	総務課

3. 安全安心な地域社会をつくれます

交通安全、防犯対策

2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくれます



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

すべての市民が、犯罪や交通事故に巻き込まれることなく、安全で安心な環境の中で暮らしています。

●現況と課題

防犯については、下妻警察署を核に、防犯協会、セーフティマイタウンチームなど防犯関係団体による防犯活動が展開されています。今後より一層連携を密にし、犯罪を生まない環境づくりを進める必要があります。

青色回転灯を装着・点灯させた公用車で地域を巡回する青色防犯パトロールを実施し、さらに防災無線を活用して下校時における児童・生徒の安全を確保するための協力を市民に呼びかけています。また、広報しもつま等の広報媒体に防犯啓発記事を掲載し、防犯啓発にも取り組んでいます。

市民がウォーキングやジョギングの際に専用の帽子をかぶりパトロールを行う防犯ボランティアパトロールを推進しています。個々がパトロールを自由に行うことができる反面、全体の活動が見えにくく、参加者が効果を実感しにくいことや、参加者同士の連携が取りにくいことが課題です。

夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため防犯灯設置に取り組んでいます。道路・公園等における照度基準を踏まえた設置と、防犯灯管理台帳システムの市全域の統合が必要です。

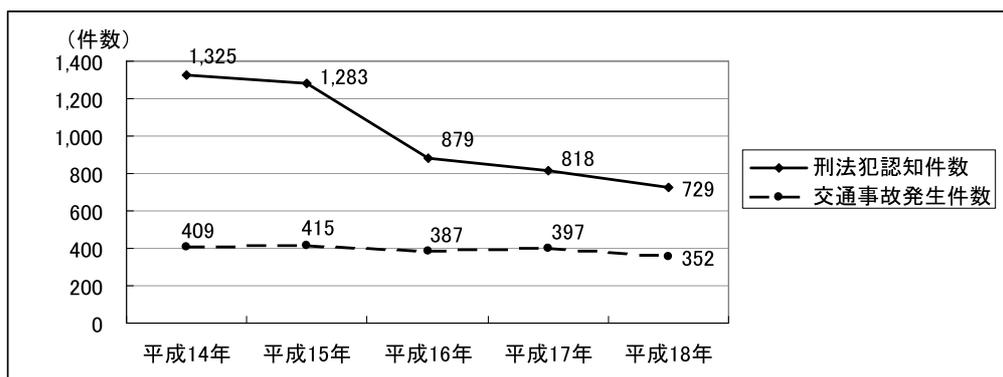
交通安全については、下妻市交通安全対策協議会を中心に、交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協議会などの関係機関と連携しながら交通安全運動を組織的・継続的に展開しています。また、交通安全教育の普及徹底において、幼児から高齢者に至るまで、各種交通教室を開催しています。特に今後の高齢化の進行等による高齢者の交通事故防止の徹底を図る必要があります。

交通安全施設の整備については、事故多発地点、通学路、その他緊急を要する箇所、また、地域からの要望に際し、整備を推進しています。

交通事故被害者等の救済対策のために、県民交通災害共済の加入促進に努めています。

【関連データ】

◆下妻市における刑法犯認知件数・交通事故発生件数



資料：下妻警察署

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくりたい

地域の防犯意識の向上

市や警察、防犯協会、事業者、市民団体等地域を構成する幅広い機関・団体が力をあわせて安全なまちづくりに取り組む体制をつくります。

青色防犯パトロールを引続き推進し、地域住民一人ひとりが、犯罪に遭わない意識をもてるよう啓発活動に取り組むとともに、防犯ボランティアパトロールなど、地域住民が率先して行う防犯活動に対し必要な支援を行います。

また、市街地、住宅地、通学路、農用地など地域の状況に応じ適切な照度を確保できるように防犯灯設置要綱を見直し、防犯灯管理台帳システムの市全域の統合を推進するとともに、防犯カメラ等の設置を検討します。

交通安全の推進

第8次下妻市交通安全計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、安全・円滑・快適な道路交通の確保を図るため、カーブミラー、路面標示、ガードレール、赤色回転灯などの施設整備を推進します。

交通安全運動を展開し、子どもと高齢者の交通事故防止、さらに飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の推進に努めます。

また、「県民交通災害共済制度」の加入促進、及び「茨城県交通事故相談所」の活用について周知徹底を図ります。

●市民が取り組むこと

自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、相互に協力して安全安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。

事業者は、地域の事故防止に寄与するため、事業所の安全運転管理業務の充実を図ります。

成果指標

刑法犯認知件数

成果指標とした理由 治安のバロメーターとして用いられ、長期にわたる推移を成果として把握できるため

現状値<平成18年> 729件	中間目標<平成24年> 500件	目標<平成29年> 300件	データ出所 市民安全課
--------------------	---------------------	-------------------	----------------

交通事故発生件数

成果指標とした理由 交通事故抑止の成果を示すため

現状値<平成18年> 352件	中間目標<平成24年> 300件	目標<平成29年> 250件	データ出所 市民安全課
--------------------	---------------------	-------------------	----------------

3. 安全安心な地域社会をつくれます

国保、後期高齢者医療、年金

3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民が社会保障制度に対する理解を深め、適正な受給が確保されています。

●現況と課題

国民健康保険は、地域医療の確保と市民の健康保持・増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として極めて重要な役割を果たしていますが、医療技術の進歩や加入者の高齢化等により、医療費は年々増加傾向にあります。一方、保険税収納率は低下傾向にあり、国保財政を大きく圧迫しています。

このような状況の中、医療費の適正化を図るため医療費通知の実施やレセプト点検調査の充実に努めてきました。また、平成 20 年度からは、医療保険者に医療費削減のための生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導が義務づけられることから、保健センターとの連携により事業を進めることが必要になります。

75 歳以上の高齢者（65 歳以上で一定の障害のある方を含む）を対象とした老人保健制度は、平成 20 年4月から、独立した医療保険制度となる後期高齢者医療制度に変わります。

後期高齢者医療制度では、県内の全市町村が加入する広域連合（特別地方公共団体）が運営を行い、資格得喪受付、保険証の交付、各種給付申請受付や保険料収納等の事務を市町村が受けもつこととなります。この制度の円滑な運営を図るため、市と広域連合との連携強化が必要になります。

国民年金制度は、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、老後の所得保障の中核を担う制度としての役割を果たしています。

円滑な国民年金の運営は、市民の方の制度に対する理解と協力を得ることが必要となります。市民一人ひとりの年金受給権を確保するためには、社会保険事務所との協力・連携による事業推進に努める必要があります。

【関連データ】

◆国民健康保険の状況

区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	保険給付費		保険税現年度分調定額		保険税現年分 収納率(%)
			全体(円)	1人当り(円)	1世帯当り(円)	1人当り(円)	
平成 16 年度	9,059	22,162	2,865,347,455	129,291	224,353	91,707	89.63
平成 17 年度	9,080	21,893	3,102,316,767	141,704	223,027	92,499	89.19
平成 18 年度	9,203	21,669	3,088,885,708	141,090	218,596	92,839	88.93

◆老人医療の状況

区 分	受給者数年平均 (人)	老人医療費	
		全 体(円)	1人当り(円)
平成 16 年度	5,874	4,214,836,957	717,541
平成 17 年度	5,604	4,286,793,924	764,953
平成 18 年度	5,324	3,980,346,670	747,623

◆国民年金被保険者の状況

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
第 1 号被保険者	10,418	10,351	9,950
任意加入被保険者	41	37	30
第 3 号被保険者	2,953	2,920	2,870
計	13,412	13,308	12,850

資料：保険年金課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます

国民健康保険運営

国保制度の改善や財政措置の充実などを国・県に対して要望します。また、広報紙等を活用して、国保制度の周知を図ります。

健全な国保財政運営のため、保険料の収納率の向上、医療費の適正化、保健事業の推進等、新・国保3%推進運動*の充実・強化に努めます。

また、医療費の削減のために、保険者に義務づけられた生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導を保健センターとの連携により実施します。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度への市民の理解と、協力を得るために事業の実態の公表に努め、広く市民に周知徹底を図ります。

後期高齢者医療制度の円滑な運営を求めます。

国民年金事業

受付窓口との連携を密にして、被保険者種別変更等の届出の促進に努めるとともに、保険料免除関係、給付関係の適正な受理、進達を図ります。

また、年金制度の周知徹底を図り、年金相談の充実に努めます。

●市民が取り組むこと

社会保障制度に対する理解を深め、適正に受給します。

成果指標

保険税現年度分収納率

成果指標とした理由 健全な保険財政の維持のため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
88.93%	90%	91%	保険年金課

※ 新・国保3%推進運動：正しい受診の推進・保険料(税)収納の向上・健康づくり施策の強化によって、国保財政の安定運営の実現に向け、従来の国保3%推進運動に高齢者の保健事業の推進など新たな事業展開を加え、保険者を中心に県国保連合会及び国保中央会並びに関係団体が総力を挙げて取り組む運動。

3. 安全安心な地域社会をつくれます

消費者支援

4. 消費生活の安定・向上のための支援をします



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

自立性と主体性をもった消費者が育ち、消費者被害にあわないための知恵を身につけ、安心して消費生活を送っています。

●現況と課題

消費者を取り巻く社会環境は急激に変化しており、インターネット等における被害や振り込め詐欺、高齢者等を狙った悪質な訪問販売、契約・解約をめぐるトラブルの増加など、消費者問題はますます複雑多様化し、さらに深刻化しています。

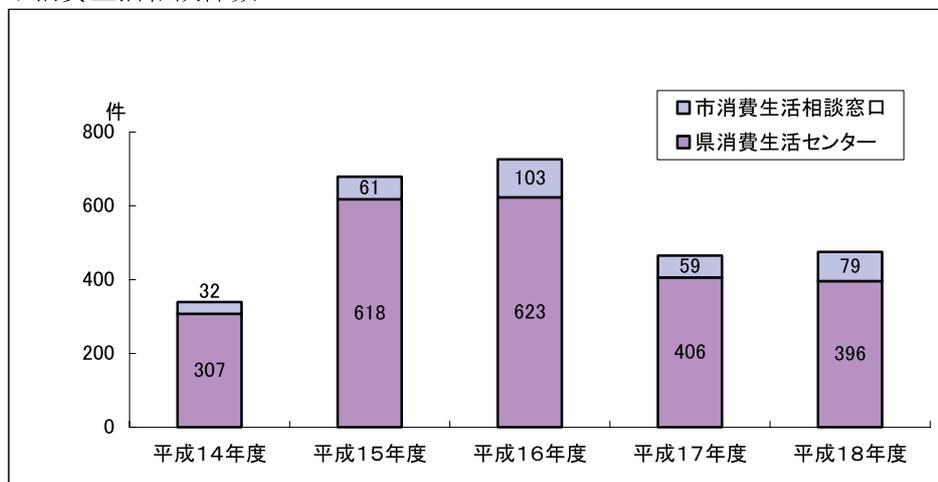
そのため市では、消費者相談にきめ細やかに対応し、公正で効率的に消費者トラブルを解決するため、関係機関と連携を図りながら、消費生活相談窓口を開設しています。また、平成 18 年度に県消費生活センターに寄せられた下妻市在住者からの消費生活相談件数は 396 件であり、市に直接寄せられる件数と合わせると 475 件にも上ります。

安全で安心できる消費生活を送るためには、市民自らが知識や判断力を高めて、正しい情報を選択できる消費者になることが求められており、今後も、広報等で消費生活に必要な各種情報の提供及び消費生活講座の受講や各種消費生活関連資格の取得など、消費者の自主的な活動を促進し、トラブルの未然防止や対策など消費者救済を図っていく必要があります。

また、現在、市内には消費者団体が 1 つ存在し、独自に活動を行い消費生活に関する学習や消費生活意識の啓発に努めていますが、情報化の進展に伴う流通手段の複雑化や商品の多様化など消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっていることから、団体のさらなる育成・強化が必要です。

【関連データ】

◆消費生活相談件数



資料：商工観光課・県消費生活センター

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

消費生活の安定・向上のための支援をします

消費者支援・保護対策

多様化・複雑化する消費者問題に対応できるよう情報の提供や啓発を行い、被害者の適切な救済や未然防止のための消費生活相談の充実を図るとともに、消費者が正確な判断をもって安全で安心な消費生活が送れるよう、消費者教育の充実に努めます。

また、消費生活センターの開設を促進し、消費者救済を図ります。

消費者活動

消費者団体の主体的な取り組みに基づき、市民への消費生活情報の発信や意識啓発を促進します。

また、関係者が信頼を深め、ともに協力して豊かな消費生活を実現していくため、生産者（販売者）と消費者とのふれあい・交流の機会づくりを進めます。

●市民が取り組むこと

消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。

事業者や団体は、法律を遵守した適切な商行為を推進します。

成果指標

消費生活センター整備

成果指標とした理由 消費生活の安定・向上の拠点となるため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
—	—	消費生活センター整備	商工観光課

3. 安全安心な地域社会をつくれます

消防、救急

5. 大切ないのちを守る
消防救急体制を整えます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

消防救急体制が整い、住民や事業者も大切ないのちを守る活動を進めています。

●現況と課題

市内には、下妻消防署のほか千代川分署、上妻出張所及び高道祖出張所が整備されています。また、消防団は、8 分団 23 部、410 名（条例定数）で構成され、常備消防と一体となって地域防災の任務にあたっています。

今後は、各種災害や地震・自然災害等の大規模な災害にも備えるために、消防力のさらなる充実・強化が課題となっています。また、減少傾向にある消防団員の確保に努め、合併に伴う消防団の適正配置、詰所等施設の老朽化対策及び消防車両、消防設備の更新が必要になっています。

救急体制は、高規格救急車 2 台を主に、救急救命士による高度救命資器材を活用した救急業務を実施しています。また、救命講習会の実施により応急手当の普及を行っています。救助体制は、救助工作車を運用し、各種災害時における人命救助活動を実施しています。今後は、市民による応急手当の普及と AED 配備の拡大、救急救命士の増員及び救急業務体制の充実、並びに救助資器材の整備及び救助技術の向上が課題です。

火災予防対策としては、住民に対する火災予防広報や防火対象物又は危険物施設等に対して立入検査を実施し、消防法に基づく指導により、災害の発生防止の徹底を図っています。今後は、一般住宅における火災予防及び事業所における防災体制の強化が必要です。

消防施設については、これまで年次計画に基づき防火水槽の整備及び上水道の拡張事業に合わせ消火栓の整備拡充を図り、地域消防の強化を推進してきました。今後も都市化の進行に応じ、耐震性貯水槽や消火栓の設置等消防力の充実及び地域拠点における大型の飲料水兼用耐震性貯水槽の確保が必要になっています。

【関連データ】

◆普通救命講習実施状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施回数（回）	40	31	36
実施人数（人）	586	406	548

◆救急の状況

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
救急件数（件）	1,451	1,430	1,585	1,297	1,518	
内 訳	急 病(人)	799	758	885	687	861
	交通事故(人)	283	266	260	200	254
	上記以外(人)	369	406	440	410	403
指 数(%)	100	99	109	89	105	

注) 指数は平成 14 年を 100 とした値

◆火災の状況

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
火災件数(件)	41	43	26	55	39	
内 訳	建物火災	23	28	17	31	14
	上記以外	18	15	9	24	25

資料：下妻消防署

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

大切ないのちを守る消防救急体制を整えます

消防体制の充実

地震等の自然災害をはじめとする各種災害に備え、消防団員の確保及び消防団の適正な配置を図るなど消防力の充実・強化を図ります。

また、消防団組織の強化や訓練等をとおして団員としての資質の向上に努めるとともに、消防団活動に対する地域住民や企業の理解を高め、入団しやすい環境づくりに努めます。

詰所等の消防施設や装備の計画的整備及び消防ポンプ車などの更新により消防力の強化を図ります。

救急・救助体制の充実

緊急時や災害時において、速やかに対処し、人命救助が図れるよう、救急救命士養成をはじめ救急隊員の能力向上を図り、救命率の向上に努めるとともに、公共施設等への AED（自動体外式除細動器）の整備など救急資材の充実を図ります。

予防対策の充実

家庭や事業所及び地域における防火意識の高揚・促進を図ります。

消防施設の整備・維持

防火水槽や耐震性貯水槽及び消火栓の増設など消防施設の整備を図り、消防力の維持・充実に努めます。

●市民が取り組むこと

防火意識を高め、地域での防火活動に参加するとともに、火災発生の防止に努めます。また、住宅火災における死傷者の減少を図るため住宅用火災警報器の設置に努めます。

事業者や団体は、消防法を遵守し、火災の発生を未然に防止するとともに、地域における防火運動や救急救助活動に協力します。

成果指標

普通救命講習実施人数

成果指標とした理由 救命講習の実施により応急手当の普及を通して救命率の向上が図られるため

現状値<平成 18 年度> 548 人	中間目標<平成 24 年度> 3,000 人	目標<平成 29 年度> 5,000 人	データ出所 下妻消防署
------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------

4. 交流と参加により豊かな
コミュニティをつくります

住民自治、まちづくり

1. 人を活かしたまちづくりを
進めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民が、自治区によるコミュニティ活動やボランティアグループなどによる地域活動に参加するなど、地域全体が人と人とのつながりの強い「やさしいまち」になっています。

●現況と課題

地域自治組織は、市民の行政連絡の利便性向上と市政の振興を図ることを目的として、自治区域単位に区長を設置し、区長が複数となる地域には代表区長を設置しています。自治区長は、市行政施策の普及振興の協力、市の広報の配布、指示連絡事項の住民への周知等の連絡調整を図り、代表区長は、区長間の親睦融和と連絡調整を図り、地域住民の意見及び要望事項を市政に反映させています。地域住民が安全で安心して暮らせる環境づくりには地域自治組織の充実が必要であり、自治区への加入率を向上させるための取り組みが求められます。

コミュニティ施設は、市民が自主的な意欲によって自治活動を行うために必要な施設であり、整備費の一部補助などの支援を行っています。

まちづくりの進め方においては、これまで行政が中心的な役割を行ってきましたが、市民自らのまちづくりであることの観点に立ち、市民本位のまちづくり推進体制を整えることが重要です。

まちづくりの活動については、市民の活動への意識が年々向上していく中で、行政においては、市民が自主的に参加できる環境づくりを推進することが必要であり、多様化するまちづくり活動における行政の窓口を明確化し、支援体制の充実化を図り、自主的な活動の拠点として、公共施設や各地区のコミュニティセンターを有効に活用し、活動していけるよう支援することが求められています。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、NPO^{※1} やボランティア団体などの育成・支援を行うと同時に、各団体への情報提供や団体相互の連携及び交流を深めることが必要です。

【関連データ】

◆地域自治組織

平成 19 年 4 月 1 日現在

自治区 316 区	自治区長 316 人	代表区長 110 人(うち自治区長兼務 89 人)
		自治区加入世帯:11,536 世帯(加入率 77%)

資料：総務課

※1 NPO (Non Profit Organization) : 「非営利組織」の意味。利益を目的としない組織のこと。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

人を活かしたまちづくりを進めます

地域コミュニティ※²の推進

自治区への加入率をアップさせるための取り組みを推進し、世帯数の少ない自治区については、統合を視野に含めた検討を行います。

また、地域の活動の拠点となるコミュニティ施設の建設における助成制度等の支援を引き続き行います。

住民によるまちづくり活動の支援

市民自らがまちづくりについて主体的に考え、積極的にまちづくりに参加できるよう環境の整備及び支援の充実を図ります。

まちづくり活動を推進するために、団体の育成・支援を行い、さらに各団体への情報提供や団体相互の連携強化及び交流を深めていきます。

●市民が取り組むこと

住民相互の交流やまちづくり活動の推進などにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

事業者や団体は、地域の一員としての役割を認識し、協賛活動からボランティア活動まで地域住民と手を携えて行動するなど、様々な地域活動に参画・協力します。

成果指標

自治区加入世帯率

成果指標とした理由 地域住民が安全で安心して暮らせる環境づくりとして、地域自治組織の充実度を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
77%	85%	90%	総務課

※² 地域コミュニティ：日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をいう。

都市づくりの目標 1 地域で支えあいやすく暮らせる安全安心都市を目指して

4. 交流と参加により豊かな コミュニティをつくります

地域間交流、国際交流

2. 地域の輪を広げ、交流をとおして まちの活性化を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域間の交流や国際交流の輪が広がり、参加型の社会が形成されています。

●現況と課題

少子高齢化の進行とともに、地域社会の活性化が大きな課題となっています。まちづくりを推進していくためには、地域間の交流の果たす役割は大きく、市民間の交流や市民と他市町村の住民との交流機会の充実を図ることが重要となっています。

市の交流施設については、ピアスパークしもつま、道の駅しもつま、やすらぎの里しもつまなどの拠点を中心に多くの人が下妻市を訪れ、地域間の交流が円滑に図られています。また、砂沼や鬼怒川、小貝川など豊かな自然や大宝八幡宮及び宗任神社などの歴史・文化の地域資源を活かし、季節ごとに特色のあるイベントを開催するなど様々な取り組みを実施しながら、交流機会の充実を図り、交流人口の増加を図っています。

今後は、交流人口の増加を図るために、地域間交流施設を有効に活用し、施設等の PR を十分に行っていくとともに、施設や資源の維持管理及び保全を行い、利用者に対しその魅力を継続的に提供していくことが必要です。

グローバル社会の進展により、国際化が進む中で、市においても外国人登録者数が増加し、異なる風土・文化・慣習などの違いにより、市民の生活環境も大きく変化しています。

国際化対応の社会づくりを推進するためには、多文化共生社会の実現を目指し、積極的な国際交流を図り、外国人にとって住みよい環境を整えることが重要です。市においては、市民と市内在住外国人との交流を深めるため、平成 14 年度から「ネットワークーしもつま」主催の国際交流祭を実施しています。

また、国際化や国際交流のまちづくりを進めるためには、様々な情報を収集し、人材や団体の育成に努め、さらに市民の国際交流活動の支援や拡大を図ることが必要です。

【関連データ】

◆ネットワークー主催による国際交流祭における外国人の参加者数

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
国際交流祭における外国人の参加者数	60 人	130 人	130 人	150 人	200 人

資料：企画課

◆外国人登録者数

各年 3 月 31 日現在

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
外国人登録者数	1,794 人	1,802 人	2,055 人	2,101 人	2,035 人

資料：市民課、くらしの窓口課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

地域の輪を広げ、交流をとoshiteまちの活性化を図ります

地域間交流の促進

市民の一体感を図るため、市民及び地域団体の連携を深め、地域間の交流の促進に努めます。

市民や各種団体の多様な活動を支援し、交流による魅力あるまちづくりを進めます。

都市間の交流を推進し、地域の活性化を図ります。

市の魅力ある交流拠点を有効に活用するとともに、限られた地域資源を大切に維持・保全し、交流人口の拡大を図ります。

国際交流の推進

市内在住の外国人が増加する中で、教育・文化・スポーツ・レクリエーション・イベント等多様な分野において、参加しやすい事業を実施し、JICA[※]やボランティア団体との連携を図りながら、積極的な国際交流の推進を図ります。

市民に国際理解を促し、外国人が暮らしやすい環境を整えるなどの国際化に対応したまちづくりを進め、さらに国際社会に対応するため、姉妹都市の提携の推進にも努めます。

●市民が取り組むこと

市民自ら地域間交流や国際交流の重要性を理解し、積極的に活動に参加します。

※ JICA・ジャイカ(Japan International Cooperation Agency)：独立行政法人国際協力機構。開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設立された外務省所管の独立行政法人。

4. 交流と参加により豊かな
コミュニティをつくります

広報広聴、情報公開、情報化

3. 情報を公開することにより参加型の
社会をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

個人情報の保護対策が万全に施される一方、市政に関する情報提供が積極的に行われており、市民が行政に関する情報を必要なときに受け取ることができる体制が整っています。

●現況と課題

市民の行政に対する要望が多種多様化する中、市民主体の行政を構築していくために、市民参加の機会を設けることが重要になっています。市においては、市政モニター制度により、様々な意見を聴取し、市政に反映させ、まちづくりを推進してきました。また、市長と自治区長との対話集会の開催により、より多くの意見を聞くことができました。

市民主体の行政運営を図るためには、市民と行政の相互理解や信頼関係を築くとともに市民が行政に参加していく意識を向上させることや、参加機会を拡大していくことが求められています。

広報広聴活動は、行政情報を市民に的確かつ迅速に伝える有効な手段であり、「広報しもつま」や公式ホームページなどにより、様々な行政情報を提供し、市民参加による市政運営のためには極めて重要な役割を担っています。

また、「下妻市情報公開条例」の施行により、公正で開かれた市政の推進に努めており、「いばらき電子申請・届出サービス」を活用し、インターネットによる情報公開の請求も可能としています。さらに、「下妻市個人情報保護条例」の施行により、個人の権利利益の保護にも努めています。

行政情報や行政手続の電子化を行い、情報通信技術を活用した利便性の高い行政サービスの実現を構築し、行政の効率化、公共サービスの向上等を実現するための電子自治体を目指すことが必要です。

【関連データ】

◆情報公開条例に基づく情報開示件数

単位：件

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
情報開示件数	33	3	1	1	10

資料：総務課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

情報を公開することにより参加型の社会をつくりまします

広報・広聴活動の充実

広報紙においては、市政への理解と参画意識の醸成を図るため、行政情報を分かりやすく、迅速かつ正確に市民に提供します。また、市民参加をより円滑に推進するために設けられた市政モニター制度を活用し、モニターの声を行政施策の企画・立案・実施のための参考とします。

情報公開・個人情報保護の推進

市が保有している情報を市民からの請求に応じて公開する情報公開制度の適正な運用に加え、市民からの請求を待たずに、市が必要と思われる情報を市民に提供する情報提供施策の充実を図り、情報公開を総合的に推進します。また、個人情報保護制度を適正に運用し、引き続き個人情報の収集、管理、利用等についての適正な取扱いの確保に努めるとともに、個人の権利利益の保護を推進します。

地域情報化の促進

高度情報化社会に対応した環境整備を促進し、市民の情報活用能力の向上を支援します。また、効率的な行政運営・公共サービスの向上を実現する電子自治体の構築を目指し、情報システムの共同化・標準化とともに、併行して情報セキュリティ対策の強化を図ります。

市民参加型社会の形成

市民の行政に対する要望が多種多様化する中、その要望を達成するための事業や政策に関し、市民自らが計画の段階から積極的に参加し、まちづくりに反映できる機会を進めていきます。

●市民が取り組むこと

広報紙などによる市から提供された情報を的確に受け取り、市政にも参加します。